



政府統計

報道関係者 各位

令和2年9月24日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 瀧原 章夫

室長 補佐 野仲 さゆり

労働経済第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7622)

(直通電話) 03(3595)3145

労働経済動向調査(2020年8月)の結果を公表します

～生産・売上額等判断D.I.(実績見込)及び所定外労働時間判断D.I.(実績見込)は、30ポイントを超える上昇
雇用調整実施事業所割合(実績)は、12ポイント上昇し49%で過去最高～

実績：2020年4～6月期、実績見込：2020年7～9月期

厚生労働省では、このほど、労働経済動向調査(2020年8月)の結果を取りまとめましたので、公表します。

「労働経済動向調査」は、景気の変動が雇用などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題点を把握することを目的に、四半期ごとに実施しています。また、今回は特別項目として、「労働者不足の対処方法」及び「2019年度新規学卒者の採用枠での募集」についても調査しています。

本調査は、2020年8月1日現在の状況について、主要産業の規模30人以上の民営事業所のうちから5,835事業所を抽出して調査を行い、2,891事業所(うち有効回答2,851事業所、有効回答率48.9%)から回答を得ています。

(調査結果のポイント)

1 生産・売上額等及び所定外労働時間のD.I.は、30ポイントを超える上昇(2020年7～9月期実績見込)

(1) 生産・売上額等判断D.I.(「増加」-「減少」)(注1)

・調査産業計 マイナス5ポイント(前期実績見込 マイナス42ポイント)

・産業別 「情報通信業」(△19)、「卸売業、小売業」(△13)、「サービス業(他に分類されないもの)」(△13)などでマイナスとなる一方、「生活関連サービス業、娯楽業」(+32)などでプラス

【P5表1、P15 第1図、P20 付属統計表第2表】

(2) 所定外労働時間判断D.I.(「増加」-「減少」)(注1)

・調査産業計 プラス4ポイント(前期実績見込 マイナス29ポイント)

・産業別 「不動産業、物品賃貸業」(+38)、「学術研究、専門・技術サービス業」(+22)、「生活関連サービス業、娯楽業」(+19)などでプラスとなる一方、「製造業」(△6)、「宿泊業、飲食サービス業」(△6)などでマイナス

【P6表2、P15 第2図、P20 付属統計表第2表】

(3) 雇用判断D.I.(「増加」-「減少」)(注1)

・調査産業計 正社員等雇用 プラス3ポイント、パートタイム雇用 マイナス2ポイント

・産業別 正社員等雇用「不動産業、物品賃貸業」(+9)、「建設業」(+8)、「金融業、保険業」(+7)などでプラス
パートタイム雇用「情報通信業」(△7)、「建設業」(△5)、「宿泊業、飲食サービス業」(△5)などでマイナス

【P7表3、P8表4、P16 第3図、第4図、P20 付属統計表第2表】

2 正社員等、パートタイム労働者ともに、「不足」とする事業所割合が引き続き多い(2020年8月1日現在)

○ 労働者過不足判断D.I.(「不足」-「過剰」)(注1)

・正社員等労働者(調査産業計) プラス21ポイント(37期連続で不足超過)

・パートタイム労働者(調査産業計) プラス14ポイント(44期連続で不足超過)

【P9表5、表6、P17 第5図、P21 付属統計表第3-1表】

3 雇用調整の実施状況(2020年4～6月期実績)

○ 雇用調整実施事業所割合(注2) 49%(前期:37%、前期差:+12ポイント)

○ 事業活動縮小による雇用調整実施事業所割合(注2) 14%(前期:6%、前期差:+8ポイント)

【P10表8、P11表9、P17第6図、P24 付属統計表第6表】

(裏面に続く)

調査結果の詳細は、別添概況をご覧ください。

(注1) 「D.I. (Diffusion Index: デイフュージョン・インデックス)」とは、変化の方向性を表す指標である。

(1) 「生産・売上額等判断D.I.」、「所定外労働時間判断D.I.」、「雇用判断D.I.」は、当該期(間末)を前期(間末)と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。なお、これらの値には季節による変動があるため、季節調整(注3)を行っている。

これらの判断D.I.がプラスであれば、前期(間末)よりも増加させた事業所が多いことを示す。

(2) 「労働者過不足判断D.I.」は、調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

この判断D.I.がプラスであれば、人手不足と感じている事業所が多いことを示す。

(注2) 「雇用調整実施事業所割合」とは、以下の措置のいずれか1つ以上を実施した事業所の割合である。また、無回答は「実施していない又は予定がない」と回答したとみなして集計している。

・「雇用調整」として集計

残業規制	配置転換
休日の振替、夏期休暇等の休日・休暇の増加	出 向
臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇	一時休業 (一時帰休)
新規学卒者の採用の抑制・停止	希望退職者の募集、解雇
中途採用の削減・停止	

(注3) 2018年2月調査より、「生産・売上額等」、「所定外労働時間」、「雇用」(正社員等雇用、パートタイム雇用など)の判断D.I.の季節調整を、従前のセンサス局法X-12-ARIMAの中のX-11デフォルトからX-11オプションSeasonalms3×1に変更した。